

第28号議案

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第四号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「（教諭、養護教諭及び非常勤講師に限る。）」を削り、次の一項を加える。

7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第六条の六の見出しを「（主任教諭等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。

第十二条の五の次に次の一条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第十二条の六 委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下この条において「都条例」という。）第四条の二の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条の指針に規定する在学等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（都条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに都条例第十四条第一項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一月 四十五時間

二 一年 三百六十時間

2 委員会は、教育職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一月 百時間未満

二 一年 七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月あたりの平均時間 八十時間

四 一年のうち一月において四十五時間を超えて業務を行う月数について六月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

第二十三条の二第一項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第三十条中「第六条の六」を「第六条の六（第三項を除く。）」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第六条の二（略） （主幹教諭）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員を監督する。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 <u>学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</u></p> <p>第六条の四～第六条の五（略） （主任教諭等）</p> <p>第六条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p>第七条～第十二条の五（略） <u>（教育職員の業務量の適切な管理等）</u></p>	<p>第一条～第六条の二（略） （主幹教諭）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（<u>教諭、養護教諭及び非常勤講師に限る。</u>）を監督する。</u></p> <p>4～6（略） <u>（新設）</u></p> <p>第六条の四～第六条の五（略） <u>（主任教諭及び主任養護教諭）</u></p> <p>第六条の六（略）</p> <p>2（略） <u>（新設）</u></p> <p>第七条～第十二条の五（略） <u>（新設）</u></p>

第十二条の六 委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下この条において「都条例」という。）第四条の二の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（都条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに都条例第十四条第一項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一月 四十五時間

二 一年 三百六十時間

2 委員会は、教育職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一月 百時間未満

二 一年 七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月あたりの

平均時間 八十時間

四 一年のうち一月において四十五時間を超えて業務を行う月数 六
月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

第十三条～第二十三条 (略)

(出席停止)

第二十三条の二 委員会^は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行う等性行不良であつて他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認められる児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

一～四 (略)

2～4 (略)

第二十四条～第二十九条 (略)

(準用)

第三十条 第三条第二項から第五条まで、第六条、第六条の六(第三項を除く。)、第十二条の二から第十二条の四まで、第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十五条(第一項第九号を除く。)の規定は、幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」と読み替

第十三条～第二十三条 (略)

(出席停止)

第二十三条の二 教育委員会^は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行う等性行不良であつて他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認められる児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

一～四 (略)

2～4 (略)

第二十四条～第二十九条 (略)

(準用)

第三十条 第三条第二項から第五条まで、第六条、第六条の六、第十二条の二から第十二条の四まで、第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十五条(第一項第九号を除く。)の規定は、幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」と読み替え、第六条第一項中「置

え、第六条第一項中「置く」とあるのは「置くことができる」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

く」とあるのは「置くことができる」と読み替えるものとする。